

# 車両通行認定のご案内

道路法に基づく車両の制限（法第 47 条、車両制限令第 3 条）を越えない車両（一般的制限値以下）であっても、道路の構造（道路の幅）によって車両の通行が制限されます（令第 5 条）。

このような制限される道路をやむを得ず車両（一般的制限値以下）を通行させようとするとき、申請により道路管理者の通行の認定を受けられる場合があります（令第 12 条）。

○ 道路幅と車両幅の関係による制限値（車両制限令より）

・相互通行道路の場合の計算式

$$\frac{(\text{幅員} - 1.0 - 0.5)}{2}$$

〔路肩幅員〕    〔すれ違い余裕等〕

・一方通行道路の場合の計算式

$$\text{幅員} - 1.0 - 0.5$$

〔路肩幅員〕    〔すれ違い余裕等〕

上記の計算による制限値を超える幅の車両を通行させる場合は、車両通行の認定を受けることができます。ただし、「幅員 - 1.0」よりも車幅が大きい場合は、**通行自体が出来ません**のでご注意ください。

申請に必要なもの

車両通行認定申請書（省令別記様式第一）	1 部
経路図（通行区道および目的地がわかるもの）	2 部
車両内訳書（2 台以上の場合）	2 部
自動車検査証の写し	1 部（申請車両全て）

【ご注意】

- ・申請書・車両内訳書は区ホームページからダウンロードができます。サイト内検索で「車両通行認定」と検索し、「車両の通行認定・特殊車両の通行許可」のページを選択して下さい。
- ・経路図はコピーをしても、道路の線形が判別できる原稿に限られます。

○ 「申請～認定～車両携帯」までの流れ

・認定書交付までに要する時間

特定の建築現場等へ通行をする場合

1 週間程度（開庁日のみで中五日）

水道工事等の広域の工区・経路、または、通行区道本数が多い場合

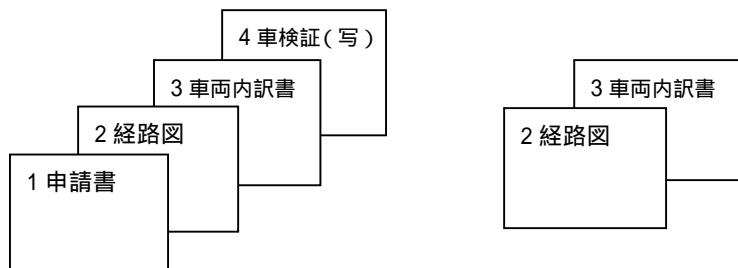
2～4 週間程度

通行経路等のご相談は申請書提出の数か月前でも可能ですので、早めをお願いします。

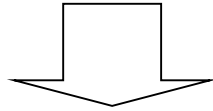
## 申請書類の準備

この場合に準備するもの

- 申請書 1 部
- 経路図 2 部
- 車両内訳書 2 部
- 車検証 1 部  
（申請車両全て）



（裏面に続く）



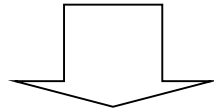
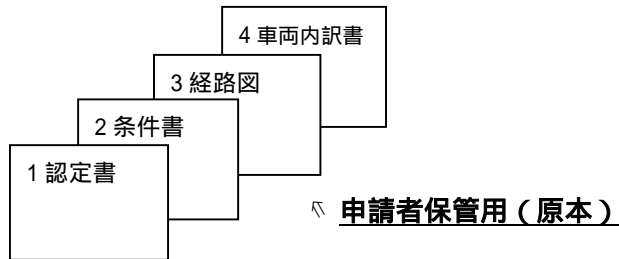
・認定書が出来上がりましたら、担当者へ連絡します。その後は速やかに来庁し受取りをして下さい。

なお、受取りは担当者以外の方でも結構です。

### 区が発行する認定書

区が発行する認定書

- ・認定書 1部
- ・条件書 1部
- ・経路図 1部
- ・車両内訳書 1部



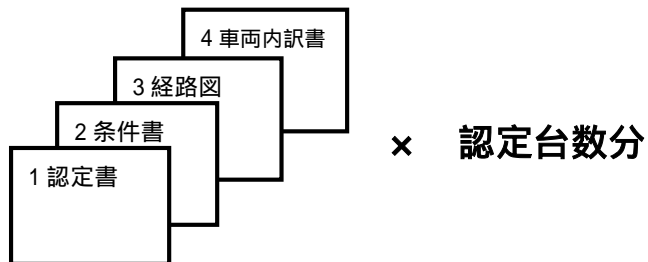
・認定書は受領後に、「認定書・条件書・経路図・車両内訳」を

認定車両の台数分を両面コピー して各車両へ搭載して下さい。

### 申請者が認定車両の携帯用に準備する書類

申請者保管用からコピーする書類

- ・認定書 × 認定台数分
- ・条件書 × 認定台数分
- ・経路図 × 認定台数分
- ・車両内訳書 × 認定台数分



\*お手順ですが車両携帯用は、申請者が認定台数分をコピーし各車両に搭載をお願いします。

○ 問い合わせ・申請先 〒176 - 8501 練馬区豊玉北 6-12-1 本庁舎 14F  
練馬区 土木部 管理課 道路台帳係 03(5984)1959  
Fax03(5984)1224  
(区のホームページでもご案内しております。)